

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十七号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																									
（職務の級の分類） 第三条 給与条例第四条第三項及び市町立学校職員条例第三条第三項に規定する職員の職務の級の分類は、給与条例別表第七及び市町立学校職員条例別表第二並びに前条の規定による別表第一及び別表第二の定めるところに従い行うものとする。 2（略） 別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ 知事部局 <table><tr><td>職務の級</td><td>基準となる職務</td><td>機関</td><td>職務</td></tr><tr><td>七級（略）</td><td>本庁の局長の職務</td><td>本庁</td><td>一―三（略） 四 産業政策審議官 五（略）</td></tr></table> ロ 議会 <table><tr><td>職務の級</td><td>基準となる職務</td><td>機関</td><td>職務</td></tr><tr><td>五級（略）</td><td>1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務</td><td>事務局</td><td>担当課長</td></tr></table> ハ―ヌ（略） 二―八（略） 九 情報職給料表 <table><tr><td>職務の級</td><td>基準となる職務</td><td>機関</td><td>職務</td></tr><tr><td>四級（略）</td><td>高度の専門的な技術を必要とする職務</td><td>本庁</td><td>一―二 担当監 参事</td></tr></table>		職務の級	基準となる職務	機関	職務	七級（略）	本庁の局長の職務	本庁	一―三（略） 四 産業政策審議官 五（略）	職務の級	基準となる職務	機関	職務	五級（略）	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	事務局	担当課長	職務の級	基準となる職務	機関	職務	四級（略）	高度の専門的な技術を必要とする職務	本庁	一―二 担当監 参事	（職務の級の分類） 第三条 給与条例第四条第三項及び市町立学校職員条例第三条第三項に規定する職員の職務の級の分類は、給与条例別表第六及び市町立学校職員条例別表第二並びに前条の規定による別表第一及び別表第二の定めるところに従い行うものとする。 2（略） 別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ 知事部局 <table><tr><td>職務の級</td><td>基準となる職務</td><td>機関</td><td>職務</td></tr><tr><td>七級（略）</td><td>本庁の局長の職務</td><td>本庁</td><td>一―三（略） 四（略）</td></tr></table> ロ 議会 <table><tr><td>職務の級</td><td>基準となる職務</td><td>機関</td><td>職務</td></tr><tr><td>四級（略）</td><td>1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務</td><td>事務局</td><td>企画法制監</td></tr></table> ハ―ヌ（略） 二―八（略）		職務の級	基準となる職務	機関	職務	七級（略）	本庁の局長の職務	本庁	一―三（略） 四（略）	職務の級	基準となる職務	機関	職務	四級（略）	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	事務局	企画法制監
職務の級	基準となる職務	機関	職務																																								
七級（略）	本庁の局長の職務	本庁	一―三（略） 四 産業政策審議官 五（略）																																								
職務の級	基準となる職務	機関	職務																																								
五級（略）	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	事務局	担当課長																																								
職務の級	基準となる職務	機関	職務																																								
四級（略）	高度の専門的な技術を必要とする職務	本庁	一―二 担当監 参事																																								
職務の級	基準となる職務	機関	職務																																								
七級（略）	本庁の局長の職務	本庁	一―三（略） 四（略）																																								
職務の級	基準となる職務	機関	職務																																								
四級（略）	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	事務局	企画法制監																																								

	五級	六級	七級
とする情報処理業務に従事する職員の職務	高度の専門的な技術を必要とする困難な情報処理業務に従事する職員の職務	特に高度の専門的な技術を必要とする特に困難な情報処理業務に従事する職員の職務	極めて高度の専門的な技術を必要とする特に困難で重要な情報処理業務に従事する職員の職務
共通	本庁	本庁	本庁
DXアソシエイ	一 課長 二 担当課長 三 四級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務 DXシニアアソシエイ DXシニアアソシエイ DXシニアアソシエイ	一 部長 二 担当部長 三 五級の部本庁の項第一号及び第二号に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務 DXスペシャリスト DXスペシャリスト	一 DX審議官 二 六級の部本庁の項第一号及び第二号に掲げる職務のうち、特に困難で重要な業務を行う職務 三 五級の部本庁の項第一号及び第二号に掲げる職務のうち、特に困難で重要な業務を行う職務 DXマスター

備考
1 一 行政職給料表のイ知事部局の表中六級の部及び九情報職給料表表中六級又は七級の部に規定する担当部長とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、一 行政職給料表のイ知事部局の表中五級の部及び九情報職給料表表中五級から七級までの部に規定する担当課長とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、一 行政職給料表のハ教育委員会の表中六級の部に規定する担当部長及び五級の部に規定する担当課長とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。

2
—
4
(略)

備考
1 一 行政職給料表のイ知事部局の表中六級の部に規定する担当部長とは、特定の事務名を付した職名のものをいい、同表中五級の部に規定する担当課長とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいい、一 行政職給料表のハ教育委員会の表中六級の部に規定する担当部長及び五級の部に規定する担当課長とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。

2
—
4
(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。